

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が
調っていることの証明書

令和7年2月7日付け上天草市地域公共交通会議において、下記事項に関し協議が
調ったことを証明する。

令和7年2月 日
上天草市地域公共交通会議
会 長 柿本 竜治

印

記

(1) 運行系統等の変更

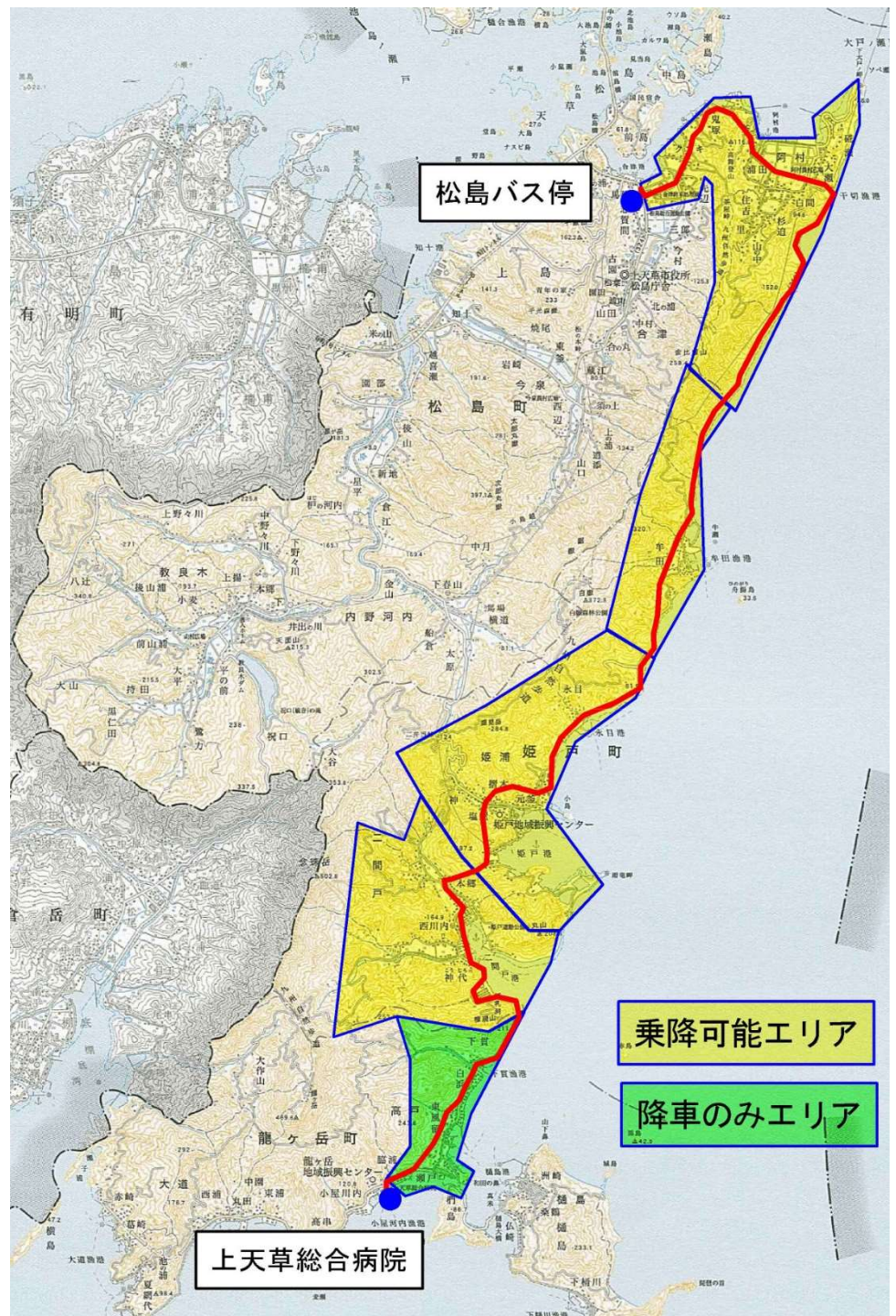
上島地区（姫戸経由）、上島地区（教良木経由）及び上島地区（上天草総合病院
発）の乗合タクシー

項目	内容
1 運行態様	区域運行
2 営業区域	熊本県上天草市松島町、姫戸町、龍ヶ岳町
3 運行系統又は は運送の区間	【上島地区（姫戸経由）】 （往路） 松島バス停⇒阿村エリア⇒牟田エリア⇒姫浦エリア⇒二間戸エリア⇒<u>高戸エリア</u>⇒上天草総合病院 ※下線は降車のみ （復路） 二間戸エリア⇒姫浦エリア⇒牟田エリア⇒<u>阿村エリア</u>⇒松島バス停 ※下線は降車のみ 【上島地区（教良木経由）】 （往路） 阿村エリア⇒松島バス停⇒<u>天草信用金庫</u>⇒松島郵便局⇒合津中央バス 停⇒今泉東・今泉西エリア⇒星平～知十エリア⇒教良木エリア⇒内野 河内エリア⇒<u>姫浦エリア⇒二間戸エリア⇒高戸エリア⇒上天草総合病 院</u> ※下線は乗車のみ ※二重下線は降車のみ （復路） 上天草総合病院⇒高戸エリア⇒<u>二間戸エリア⇒姫浦エリア⇒内野河内 エリア⇒教良木エリア⇒星平～知十エリア⇒今泉東・今泉西エリア⇒ 合津中央バス停⇒松島郵便局⇒天草信用金庫⇒松島バス停⇒阿村エリ ア</u> ※下線は乗車のみ。 ※二重下線は降車のみ

	【上島地区（上天草総合病院発）】 （教良木経由） 上天草総合病院⇒高戸エリア⇒内野河内エリア⇒教良木エリア⇒星平～知十エリア⇒今泉東・今泉西エリア⇒合津中央バス停⇒松島郵便局前⇒天草信用金庫前⇒松島バス停 ※下線は降車のみ。 （姫戸経由） 上天草総合病院⇒高戸エリア⇒二間戸エリア⇒姫浦エリア⇒牟田エリア⇒阿村エリア⇒松島バス停 ※下線は降車のみ																																								
4 運行開始日	令和7年4月1日																																								
5 運行日	平日（土日祝日運休）																																								
6 運行時刻	【上島地区（姫戸経由）】 （往路：松島バス停発） <table><tr><td>1 便</td><td>2 便</td><td>3 便</td><td>4 便</td></tr><tr><td>8:10</td><td>10:10</td><td>12:10</td><td>14:10</td></tr></table> （復路：二間戸エリア発） <table><tr><td>1 便</td><td>2 便</td><td>3 便</td></tr><tr><td>8:30</td><td>10:30</td><td>12:30</td></tr></table> 【上島地区（教良木経由）】 （往路：阿村エリア発） <table><tr><td>1 便</td><td>2 便</td><td>3 便</td><td>4 便</td></tr><tr><td>8:15</td><td>10:15</td><td>12:15</td><td>14:15</td></tr></table> （復路：内野河内エリア発） <table><tr><td>1 便</td><td>2 便</td><td>3 便</td></tr><tr><td>9:30</td><td>11:30</td><td>13:10</td></tr></table> ※1 便のみ上天草総合病院（9:15）発 【上島地区（上天草総合病院発）】 <table><tr><td>1 便</td><td>2 便</td><td>3 便</td><td>4 便</td><td>5 便</td><td>6 便</td></tr><tr><td>10:30</td><td>11:30</td><td>12:30</td><td>13:30</td><td>14:30</td><td>15:30</td></tr></table>	1 便	2 便	3 便	4 便	8:10	10:10	12:10	14:10	1 便	2 便	3 便	8:30	10:30	12:30	1 便	2 便	3 便	4 便	8:15	10:15	12:15	14:15	1 便	2 便	3 便	9:30	11:30	13:10	1 便	2 便	3 便	4 便	5 便	6 便	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30
1 便	2 便	3 便	4 便																																						
8:10	10:10	12:10	14:10																																						
1 便	2 便	3 便																																							
8:30	10:30	12:30																																							
1 便	2 便	3 便	4 便																																						
8:15	10:15	12:15	14:15																																						
1 便	2 便	3 便																																							
9:30	11:30	13:10																																							
1 便	2 便	3 便	4 便	5 便	6 便																																				
10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30																																				

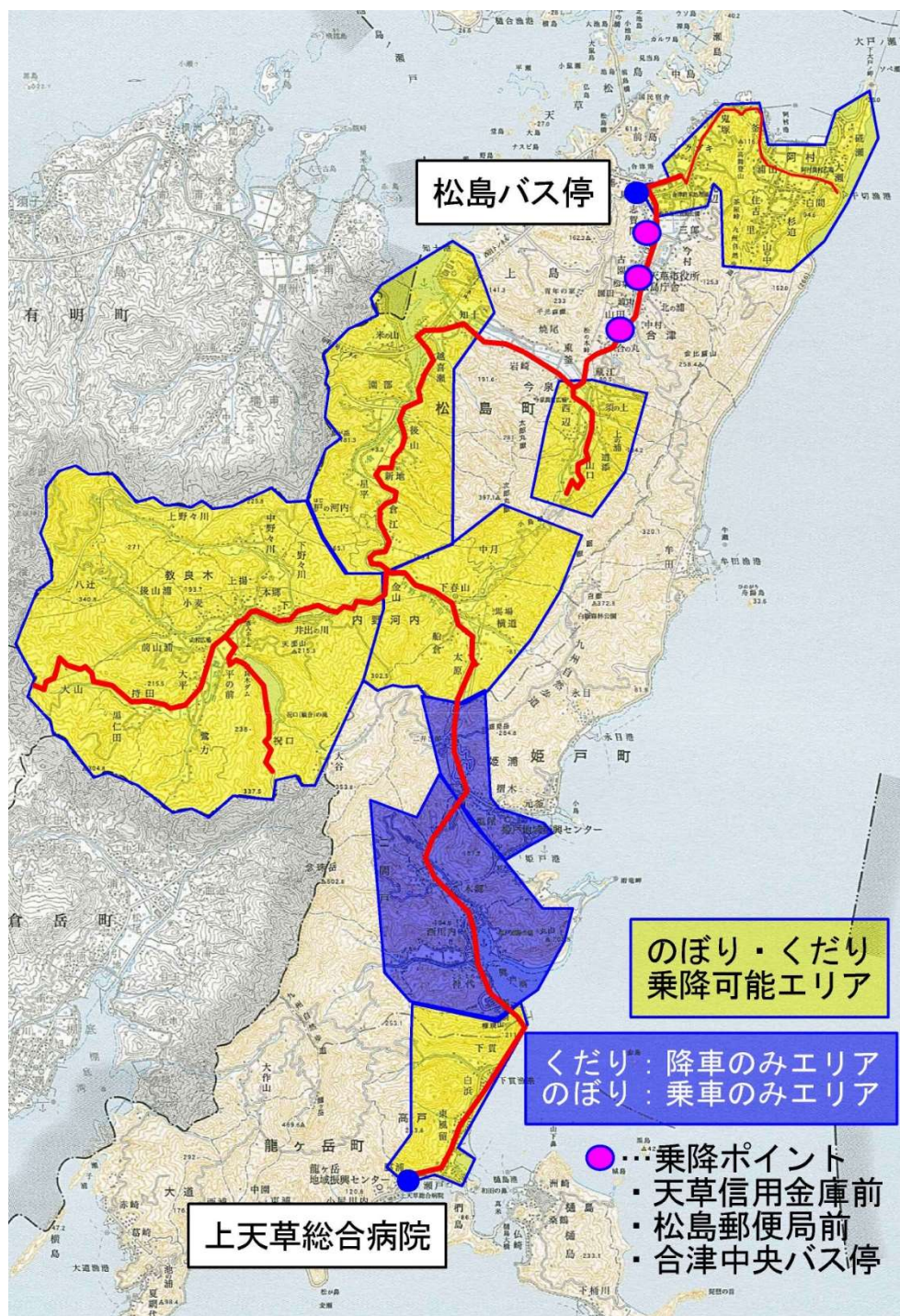
7 路線図

【上島地区（姫戸経由）】



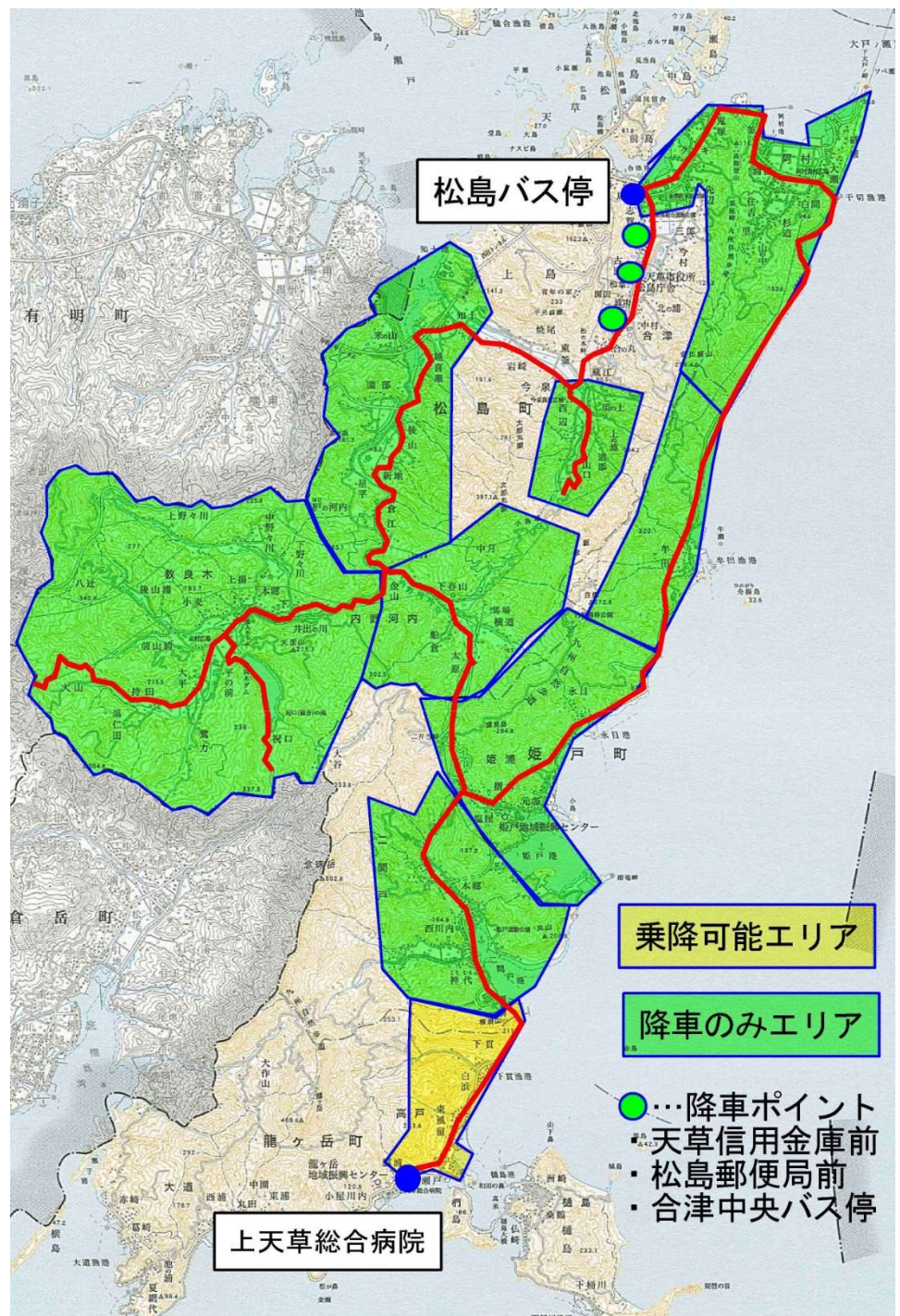
7 路線図

【上島地区（教良木経由）】



7 路線図

【上島地区（上天草総合病院発）】



8 予約方法	往路：第1便のみ前日の午後5時まで、それ以外の便は運行時刻の30分前までに電話予約 復路：運行時刻の発時刻の30分前までに電話予約
9 運行車両	・乗車定員10名のジャンボタクシー又は乗車定員5名のセダン型タクシーを使用する。 ・運行事業者が保有するタクシー車両を運行車両として併用することを認める。
備考	運賃（料金）の種類、額及び適用方法は、道路運送法第9条第4項の規定に基づき、上天草市地域公共交通会議運賃協議分科会で決定する。

(2) 運行時刻の改正、(3) 大道地区乗合タクシーにおける乗降所の追加
ア 樋合地区乗合タクシー

項目	内容
1 運行態様	区域運行
2 営業区域	熊本県上天草市松島町永浦島及び樋合島
3 運行系統又は運送の区間	【松島方面】 (往路) 樋合地区⇒<u>樋合入口⇒松島⇒ゆめマート松島店⇒松島庁舎</u> ※下線は降車のみ (復路： <u>松島庁舎⇒ゆめマート松島店⇒松島⇒樋合入口⇒樋合地区</u> ※下線は乗車のみ 【大矢野方面】 (往路) 樋合地区⇒<u>樋合入口⇒二号橋公園⇒さんぱーる⇒キャモン⇒Aコープ大矢野店⇒大矢野庁舎</u> ※下線は降車のみ (復路) <u>大矢野庁舎⇒Aコープ大矢野店⇒キャモン⇒さんぱーる⇒二号橋公園⇒樋合入口⇒樋合地区</u> ※下線は乗車のみ
4 運行開始日	令和7年4月1日
5 運行日	平日（土日祝日運休） 【松島方面】火曜日、木曜日 【大矢野方面】月曜日、水曜日、金曜日

6 運行時刻

【松島方面】

(往路：樋合地区～松島庁舎)

1 便	2 便	3 便	4 便
8:00	10:00	12:00	13:00

(復路：松島庁舎～樋合地区)

1 便	2 便	3 便	4 便
11:30	12:30	14:30	15:30

【大矢野方面】

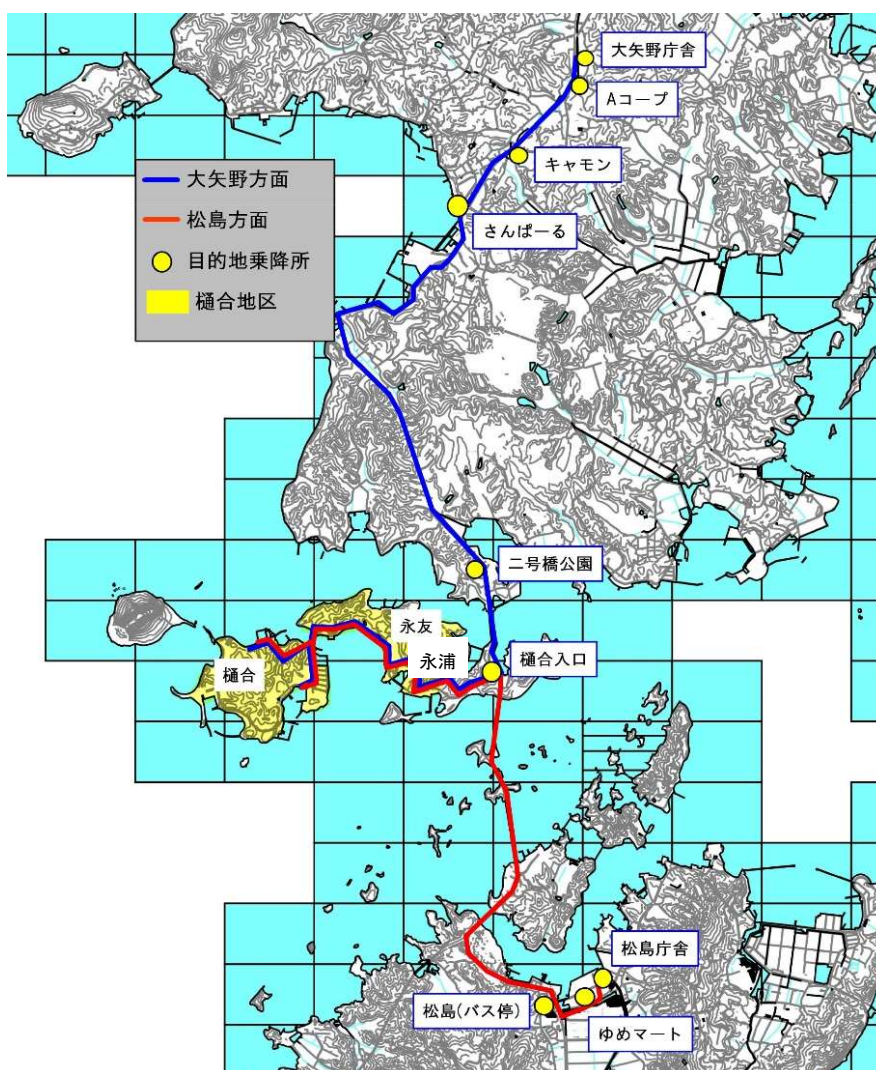
(往路：樋合地区～大矢野庁舎)

1 便	2 便	3 便
7:25	8:00	10:10

(復路：大矢野庁舎～樋合地区)

1 便	2 便	3 便
11:30	12:30	14:20

7 路線図



8 予約方法	往路：第1便のみ前日の午後5時まで、それ以外の便は運行時刻の30分前までに電話予約 復路：運行時刻の30分前までに電話予約
9 運行車両	・乗車定員10名のジャンボタクシー、又は乗車定員5名のセダン型タクシーを使用する。 ・運行事業者が保有するタクシー車両を運行車両として併用することを認める。

イ 大道地区乗合タクシー

項目	内容																												
1 運行態様	区域運行																												
2 営業区域	熊本県上天草市龍ヶ岳町町大道、高戸 熊本県天草市倉岳町棚底、浦																												
3 運行系統又は運送の区間	(往路) 倉岳エリア⇒大道西エリア⇒大作山エリア⇒大道東エリア⇒高串・小屋川内エリア⇒上天草市龍ヶ岳統括支所⇒上天草総合病院（カミシマ薬局、龍ヶ岳調剤薬局、あすなろ薬局を含む） ※下線は乗車のみ (復路) 上天草総合病院（カミシマ薬局、龍ヶ岳調剤薬局、あすなろ薬局を含む）⇒上天草市龍ヶ岳統括支所⇒高串・小屋川内エリア⇒大道東エリア⇒大作山エリア⇒大道西エリア⇒倉岳エリア ※下線は降車のみ																												
4 運行開始日	令和7年4月1日																												
5 運行日	平日（土日祝日運休）																												
6 運行時刻	(往路：倉岳エリア～大道西エリア～上天草総合病院) <table><tr><td></td><td>1 便</td><td>2 便</td><td>3 便</td><td>4 便</td></tr><tr><td>倉岳エリア</td><td>—</td><td>8:40</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>大道西エリア</td><td>8：00</td><td>9:00</td><td>11:00</td><td>14:00</td></tr></table> (復路：上天草総合病院～大道西エリア～倉岳エリア) <table><tr><td></td><td>1 便</td><td>2 便</td><td>3 便</td><td>4 便</td></tr><tr><td>上天草総合病院</td><td>10：20</td><td>11:20</td><td>12:50</td><td>15:20</td></tr></table> ※2 便のみ倉岳エリアまで運行					1 便	2 便	3 便	4 便	倉岳エリア	—	8:40	—	—	大道西エリア	8：00	9:00	11:00	14:00		1 便	2 便	3 便	4 便	上天草総合病院	10：20	11:20	12:50	15:20
	1 便	2 便	3 便	4 便																									
倉岳エリア	—	8:40	—	—																									
大道西エリア	8：00	9:00	11:00	14:00																									
	1 便	2 便	3 便	4 便																									
上天草総合病院	10：20	11:20	12:50	15:20																									

7 路線図	
8 予約方法	往路：第1便のみ前日の午後5時まで、それ以外の便は運行時刻の30分前までに電話予約 復路：運行時刻の30分前までに電話予約
9 運行車両	- 乗車定員10名のジャンボタクシー又は乗車定員5名のセダン型タクシーを使用 - 運行事業者が保有するタクシー車両を運行車両として併用することを認める

ウ 樋島地区乗合タクシー

項目	内容
1 運行態様	区域運行
2 営業区域	熊本県上天草市龍ヶ岳町樋島
3 運行系統又は運送の区間	(往路) <u>樋島地区⇒J Aあまくさ⇒天草信用金庫⇒上天草総合病院（カミシマ薬局、龍ヶ岳調剤薬局、あすなろ薬局を含む。）</u> ※下線は降車のみ (復路) <u>上天草総合病院（カミシマ薬局、龍ヶ岳調剤薬局、あすなろ薬局を含む。）⇒天草信用金庫⇒J Aあまくさ⇒樋島地区</u> ※下線は乗車のみ
4 運行開始日	令和7年4月1日
5 運行日	平日（土日祝日運休）

6	運行時刻	(往路：樋島地区～上天草総合病院) <table><tr><td>1 便</td><td>2 便</td><td>3 便</td><td>4 便</td></tr><tr><td>7:30</td><td>8:30</td><td>10:00</td><td>13:00</td></tr></table> (復路：上天草総合病院～樋島地区) <table><tr><td>1 便</td><td>2 便</td><td>3 便</td><td>4 便</td></tr><tr><td>10:40</td><td>11:40</td><td>13:30</td><td>17:00</td></tr></table>	1 便	2 便	3 便	4 便	7:30	8:30	10:00	13:00	1 便	2 便	3 便	4 便	10:40	11:40	13:30	17:00
1 便	2 便	3 便	4 便															
7:30	8:30	10:00	13:00															
1 便	2 便	3 便	4 便															
10:40	11:40	13:30	17:00															
7	路線図																	
8	予約方法	往路：第1便のみ前日の午後5時まで、それ以外の便は運行時刻の30分前までに電話予約 復路：運行時刻の30分前までに電話予約																
9	運行車両	・乗車定員10名のジャンボタクシー又は乗車定員5名のセダン型タクシーを使用する。 ・運行事業者が保有するタクシー車両を運行車両として併用することを認める。																